



## 第5章 事業展開の推進に向けて

### 5.1 事業展開の基本的な考え方

前章では、富士北麓地域の自転車利用環境を向上させるハード・ソフト両面の対策を他県による先進事例などから提示した。今後、これらの先進事例を参考に、行政、関係団体は富士北麓地域において適する対策を推進するものとする。

- 各対策メニュー毎に道路管理者、関係団体等の実施主体を想定した。
- 本構想では、各対策メニューに概ねの実施目標期間を設定する。なお、実施目標期間は短期、中期、長期とし、短期は概ね3年、中期は概ね5年、長期は概ね10年と設定する。
- 各対策メニューの事業展開の実施方針は次頁以降に示す。



表- 5.1 事業展開に向けた整備方針 (1/2)

目指すべき目標	対応方針	対策メニュー	実施者 (だれが)	整備目標期間 (いつまでに)			備考	
				短期 (~3年)	中期 (~5年)	長期 (~10年)		
安全な自転車走行空間の創出 (理想的走行空間の実現)	「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づいた自転車走行空間の整備	「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づいた自転車走行空間の整備	道路管理者、交通管理者	△	△	△	△	
		ブルーラインや矢羽等を用いて、自転車走行位置の明示	道路管理者		△	△		
		保護路肩除草等による走行空間の確保	道路管理者		△	△		
	路上駐車等の取締の強化等	路上駐車等の取締の強化等	交通管理者、行政、関係団体	△	△	△		
		道路・トロールなどにおける応急舗装補修等	道路管理者		△	△		
		舗装損傷など老朽化箇所の補修(計画的な舗装補修)	道路管理者		△	△		
	利用者・ヤツアー主催者等による路面状況等の情報提供	利用者・ヤツアー主催者等による路面状況等の情報提供	道路管理者	△	△	△	△	
		注意喚起サインの設置	道路管理者		△	△		
		パンフレットやホームページ等による危険箇所の情報提供等	行政、関係団体		△	△		
自転車走行環境の向上 (誰でも安全・快適にサイクリングできる環境の実現)	自転車運行ルール周知の展開 (自転車ダイバーシティ)	自転車運行ルール周知の展開 (自転車ダイバーシティ)	行政、関係団体	—	—	—	当面、山梨県(道路整備課) の既存HPを活用	
		多言語に対応した自転車通行ルールの周知	行政、関係団体		—	—		
	案内誘導の充実 (分かりやすい周遊案内環境の実現)	自転車用の案内誘導サインの設置	道路管理者	△	△	△		
		富士五湖サイクリングガイドの更新や新たなかいりシングマップ、パンフレットの発行等	行政、関係団体		△	△		



表- 5.2 事業展開に向けた整備方針（2/2）

目指すべき目標	対応方針	対策メニュー	実施者 (だれが)	整備目標期間 (いつまでに)			備考
				短期 (~3年)	中期 (~5年)	長期 (~10年)	
自転車観光の受入環境の充実 (多様な自転車利用目的に対応し、得る自転車観光受入環境の実現)	自転車観光周遊のためのハックアップ施設の充実 (気軽な休憩・立ち寄りをサポート)	簡易駐輪施設の設置(ラック等)	道路管理者、行政、関係団体	▲	▲	▲	
		ベンチの設置	道路管理者、行政、関係団体	▲	▲	▲	
		観光スポット(特に世界遺産富士山の構成資産)に駐輪施設の設置	道路管理者、行政、関係団体	▲	▲	▲	
		道の駅等と連携したサイクリングステーションの設立等	道路管理者、行政、関係団体	▲	▲	▲	
		多様な自転車観光ニーズに対応できる受入環境の向上 (多様な選択肢によるおもてなし)	ハード	—	—	—	
	持ち込み自転車の利便性の向上 (自転車来訪機会を創出)	ソフト	乗り捨て可能なレンタサイクルシステム （テム）の構築等	行政、関係団体	▲	▲	
		ハード	—	—	—	—	
		ソフト	バス、鉄道会社と連携した自転車が持ち込み可能な公共交通環境の創出	行政、交通事業者	▲	▲	
		ハード	サイクリングコース案内板の設置	道路管理者	▲	▲	
		ソフト	富士五湖サイクリングガイドの更新や新たなサイクリングマップ、パンフレットの発行等	行政、関係団体	▲	▲	
多様なPRの展開 (魅力あるサイクリングコースとして知名度アップヒーブランド化の実現)	民間との連携を強化し、多様なPRの展開 (ブランド力強化)						



## 5.2 事業展開の推進体制

PDCAサイクルの考え方を取り入れ、円滑かつ継続的でより質の高い取り組みができる推進体制を構築する。事業推進は、エリア毎に事業を推進し、毎年1回以上、富士北麓地域全体モニタリング会議を開催する。

- 平成27年度に、委員会を3回開催した上で、対策メニューなどの検討結果をまとめ、今後の整備や取り組みの指針となる「山梨サイクルネット構想（富士北麓地域）」を策定した。（Plan）
- 平成28年度以降、本構想で提示した対策メニューを参考に、民間事業者とNPO、行政機関等が連携・調整を図りながら対策を実施する。（Do）
- 対策メニューの実施に対する学識経験者や利用者等ステークホルダーの意見を聴取するなどし、事業の評価を行う。（Check）
- 自転車による観光入込客数の変化、交通事故の発生状況など具体的な目標を設定し、モニタリングを実施する。（Check）
- 開催した協議会やモニタリング等の実施結果を踏まえ、必要に応じ計画を見直す。また関係法令の改定や社会情勢の動向を踏まえ、適宜本構想の改正を行う。（Action）
- 富士山全体を自転車観光のフィールドととらえ、サイクリングコースとしてのブランド力をさらに高めるため、富士山一周へ向けた静岡県側との連携も考慮する。

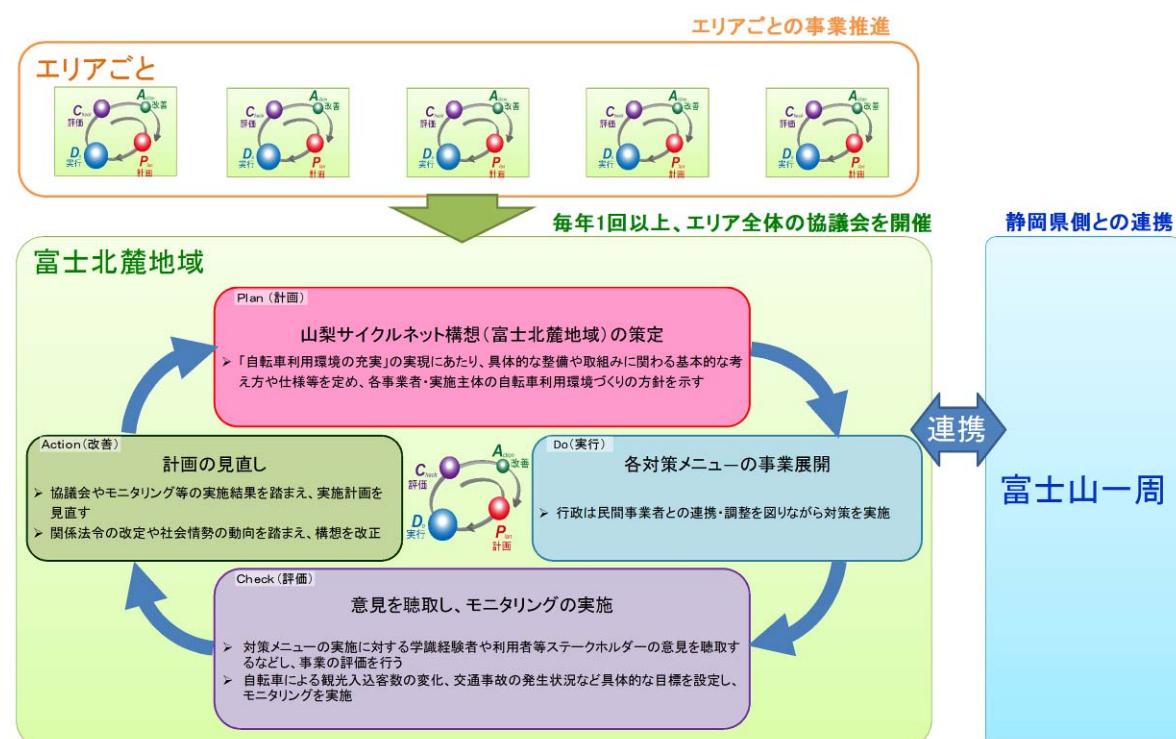


図- 5.1 事業展開の推進体制のイメージ



## 第6章 参考編

### 6.1 富士五湖サイクリングガイド

富士北麓7市町村では、国際競争力の高い魅力ある観光地を形成するため、「富士山・富士五湖観光圏整備推進協議会」を地元観光事業者等と設立し、各種事業展開の中で富士北麓地域においてサイクリングコース全8コースを設定し、ガイドマップが作成されている。



【出典：富士五湖ぐるっとつながるガイド ホームページ】



**初級 6 富士山を世界文化遺産に！構成資産を巡るコース**

世界文化遺産としての富士山構成資産のじっくりと見て歩くコース。

世界文化遺産としての富士山構成資産をじっくりと見て歩くコース。吉田山、御殿場のなまればこそ、立ち止まり、じっくり富士山と自然と共に歩く。富士山の歩いた軌跡が残るコースです。

御殿場(さかん)の旅  
吉田山のうどん  
西湖(せいこ)の里宿場  
北口本宮富士浅間神社  
御殿場(さかん)の旅

距離: 全行程 約36km 時間: 約2時間02分 増得標高: 301m

**初級 7 富士山の太古の森と洞穴に出逢うエコツーリングコース**

富士山の太古の森で森林浴を楽しむ。また、洞窟探検も楽しめるコースです。

西湖コウモリ穴  
奥尻穴  
西湖いしの里宿場  
ちくっと休憩 うまいもの  
古代米ぬれ餅+ぬれ餅+からし酒芋

西湖野鳥の森公園  
距離: 全行程 約33km 時間: 約2時間03分 增得標高: 222m

**初級 8 富士の目指した昔の旅人の想い出を巡る三ツ峠・ふじみちのレトロ街道コース**

富士山の三ツ峠の「富士山へむこうに東海道の名駅」。  
往古の人々が歩いていた古道を歩いて云々といふふじみち。  
何時の豪傑が少し大きくなつていつたじとて来た古のりがあるからうが  
あれ。

三ツ峠グリーンセンター  
下吉田の駅 ブルートレイントラス  
新島富士浅間神社  
月江寺の古街

距離: 全行程 約27.4km 路線: 約1時間49分 増得標高: 337m

**県立富士北麓駐車場**

富士北麓駐車場は、富士山の北麓に位置する駐車場です。この駐車場は、富士山の北麓の自然環境を保護するため、車両の進入を制限するなど、環境に配慮した設計がされています。

小林舗店  
**富士五湖アクセスガイド**  
FUJI FIVE LAKES ACCESS GUIDE

富士五湖のアクセス方法を示す地図。

電話: http://www.fujikyurailway.jp

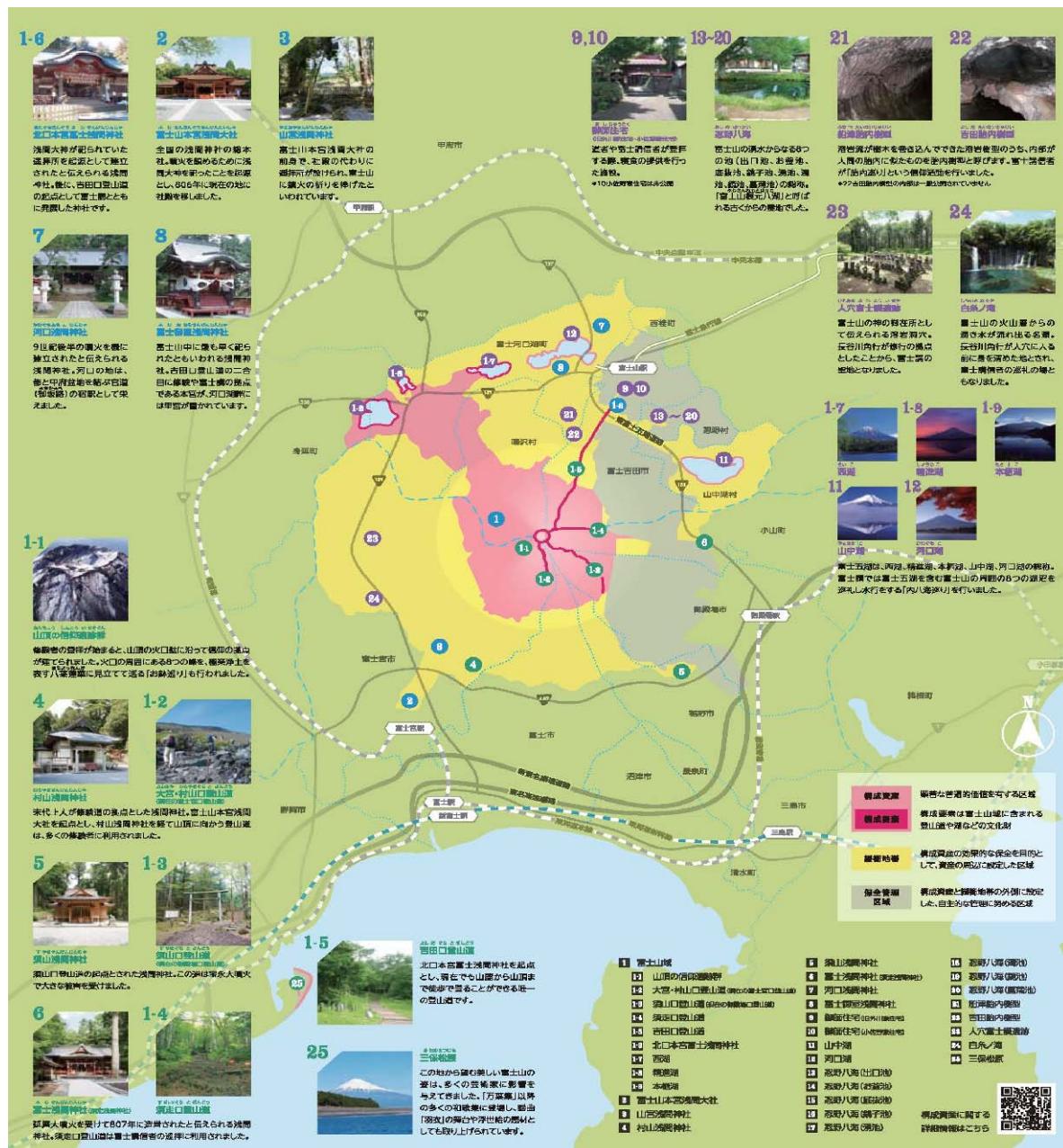
富士山・富士五湖観光開発連絡協議会  
http://www.fujigokonet.jp

【出典：富士五湖ぐるっとつながるガイド ホームページ】



## 6.2 世界文化遺産富士山の構成資産

当地域の主要な観光資源である世界文化遺産富士山の構成資産を提示する。富士山に関する文化財には、その山体だけでなく、周囲にある神社や登山道、風穴、溶岩樹型、湖沼などがある。これらの文化財は、富士山の価値を構成する資産（構成資産）という。



【出典：山梨県ホームページ】



## 6.3 自転車施策のこれまでの経緯とガイドラインの改正について

これまでの自転車施策の経緯及びガイドラインの改正の動向を以下に示す。

### 6.3.1 自転車施策のこれまでの経緯

- これまで、「自転車歩行車道」等自転車が歩道内を通行することも認められていたが、「自転車は「車両」であるため、車道走行が大原則」という通行ルールを徹底する動きとなっている。
- 平成24年にガイドラインが発出されたが、自転車関連の交通事故の減少幅が十分でないことから、国土交通省と警察庁は「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」を設置し、ガイドラインの改正について専門的見地から議論を行っている（平成28年3月現在、検討中）。

表- 6.1 これまでの自転車施策経緯

年	各機関の動向		概要
	国交省	警察庁	
H20年	【1月】 自転車通行環境整備モデル地区を指定		国土交通省と警察庁は、全国98地区（甲府市2地区を含む）を「自転車通行環境整備モデル地区」として指定し整備した。
H21年	—	【3月】 改正道路交通法施行	<b>普通自転車の歩道通行可能要件が明確化された</b> ①「歩道通行可」の標識がある場合 ②運転者が13歳未満、又は70歳以上、身体障害者の場合 ③車道又は交通の状況から歩道通行がやむを得ないとき
H23年	—	【10月】 通達	<b>自転車は「車両」である</b> という基本的な考え方に基づき、自転車と歩行者の安全確保を目的とした総合的な対策が通達された。
H24年	【11月】 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン		<b>「自転車は『車両』であり、車道通行が大原則」という観点に基づき、望ましい自転車通行空間の整備の在り方等について提示した。</b> 各地域において道路管理者や都道府県警察が <b>自転車ネットワーク計画の作成や整備等を推進するためのガイドライン</b> である
H25年	—	【12月】 改正道路交通法施行	自転車等の軽車両が通行できる <b>路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限る</b>
H26年	【12月】 安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会（継続中）		平成24年にガイドラインを発出したが、自転車関連の事故の減少幅が少ないため、自転車通行空間を早期に確保する方策など、 <b>安全な自転車通行空間確保における技術的な課題について専門的知見から検討</b> することを目的に、有識者で構成される検討委員会を設置し、ガイドラインの改正等を議論
H27年	—	【6月】 改正道路交通法施行	危険な違反を繰り返す自転車運転者に安全講習の受講が義務づけられる



### 6.3.2 ガイドラインの改正について

- 「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」では、ガイドラインの改正に向けて、議論を行っている（H28.3現在）。そのうち、自転車走行空間の整備形態については、これまで当面の整備形態として設定されていた「既存の自転車歩行者道を活用」の流れがなくなり、「車道通行を基本とする流れとなる見込みである。

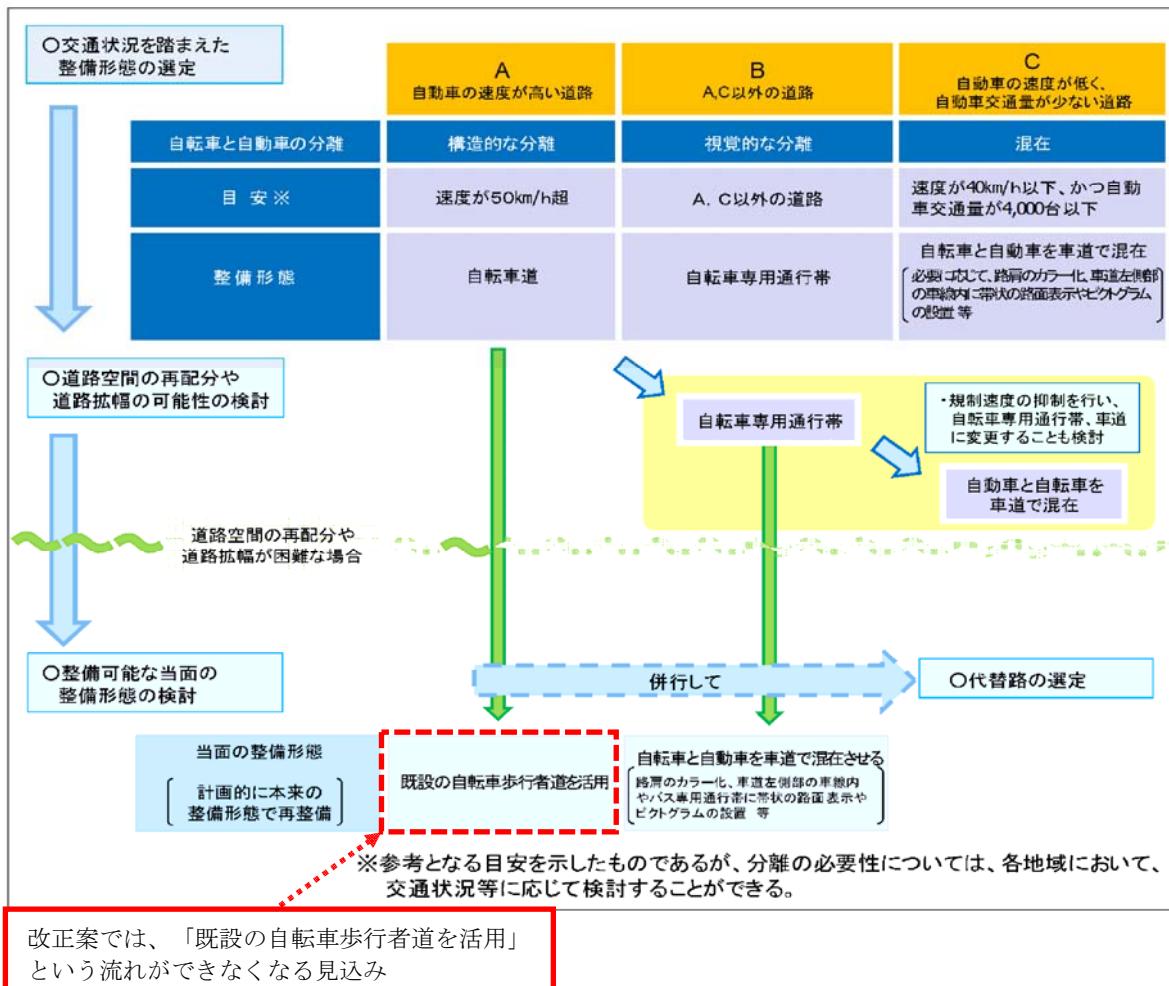
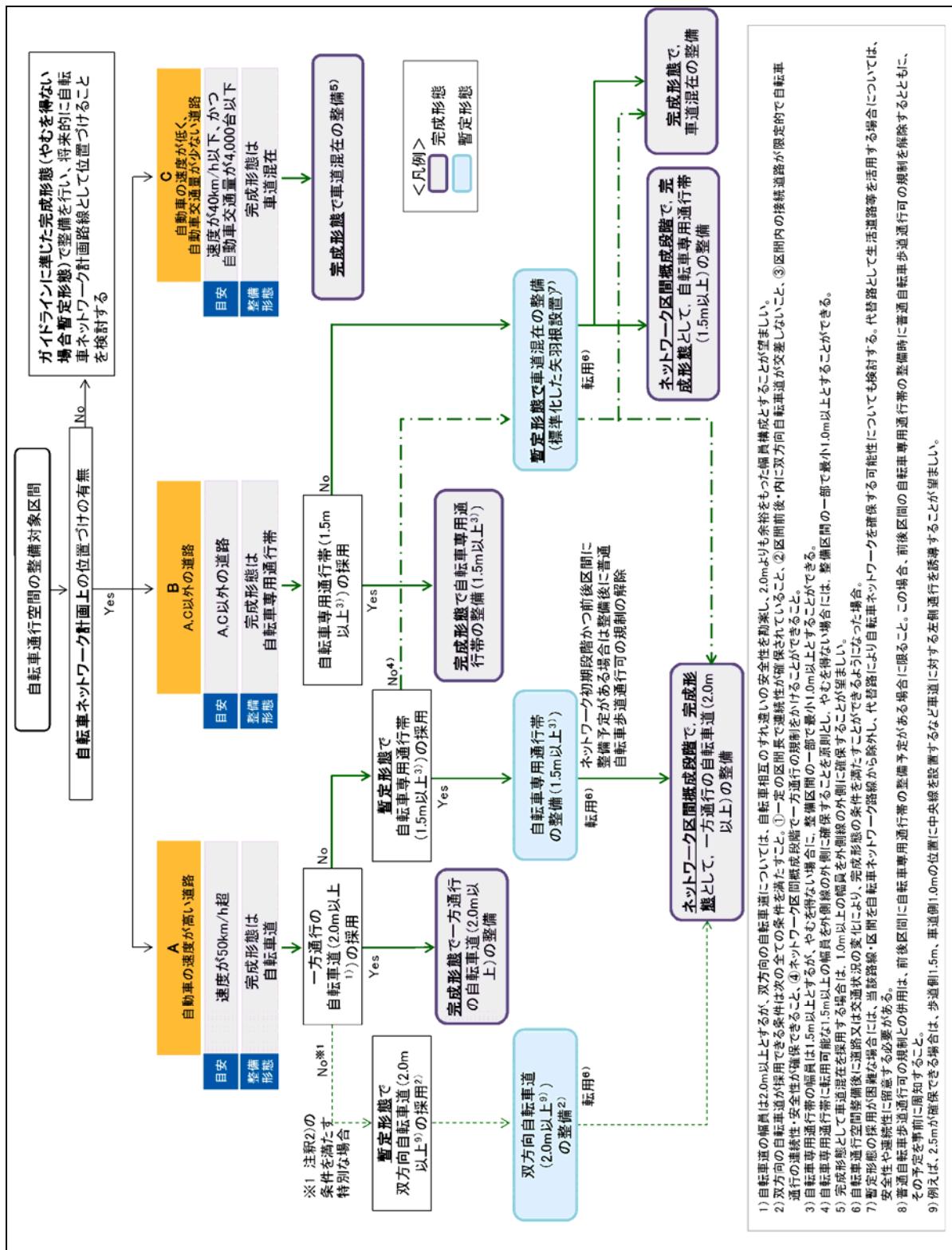


図- 6.1 自転車走行空間の整備形態の選定の考え方（現行ガイドライン）（H24.11）



【出典：第6回安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会 配布資料】

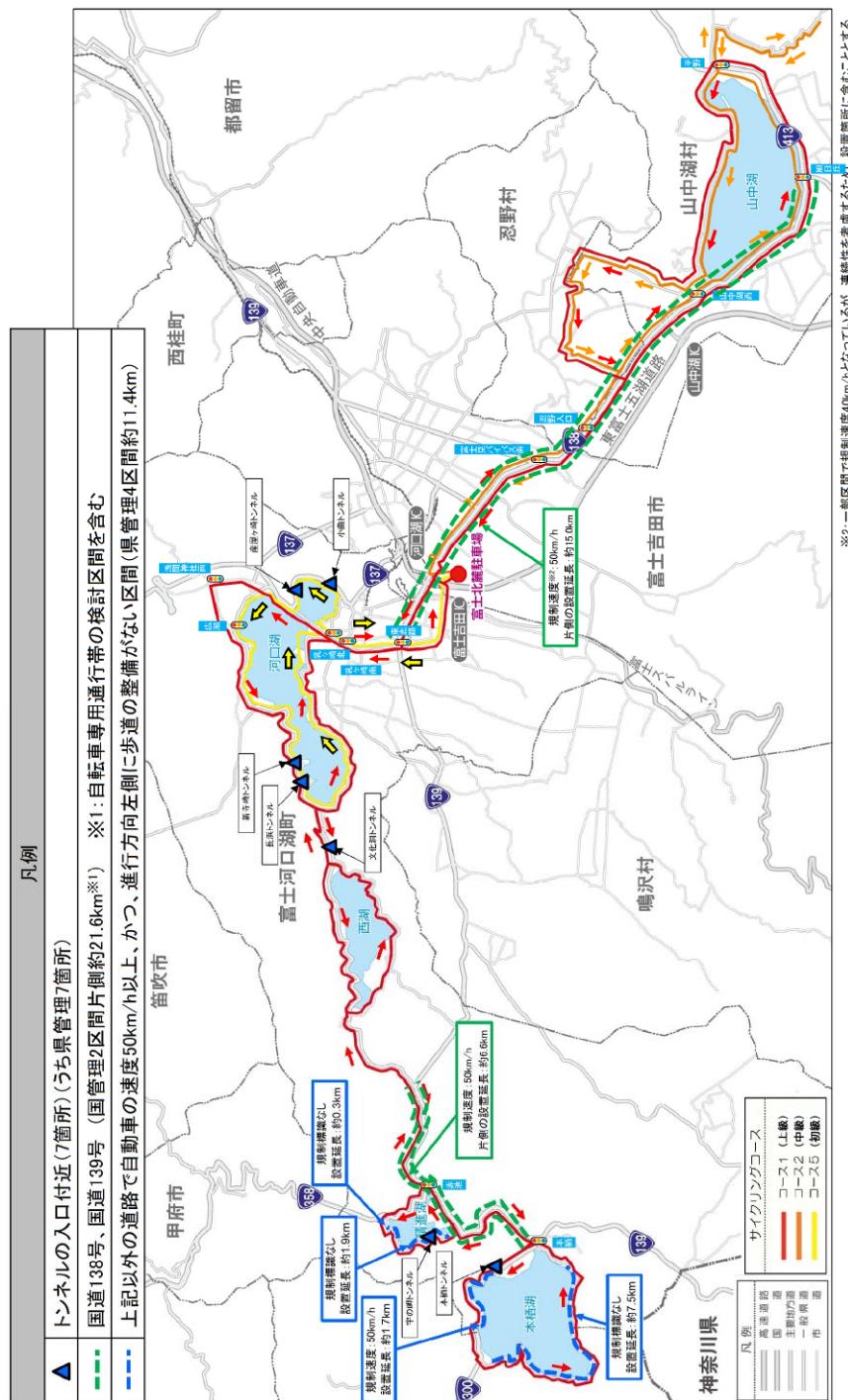
図- 6.2 自転車走行空間の整備形態の選定の考え方（改正案）（H28.3現在）



## 6.4 標識等の優先整備必要箇所

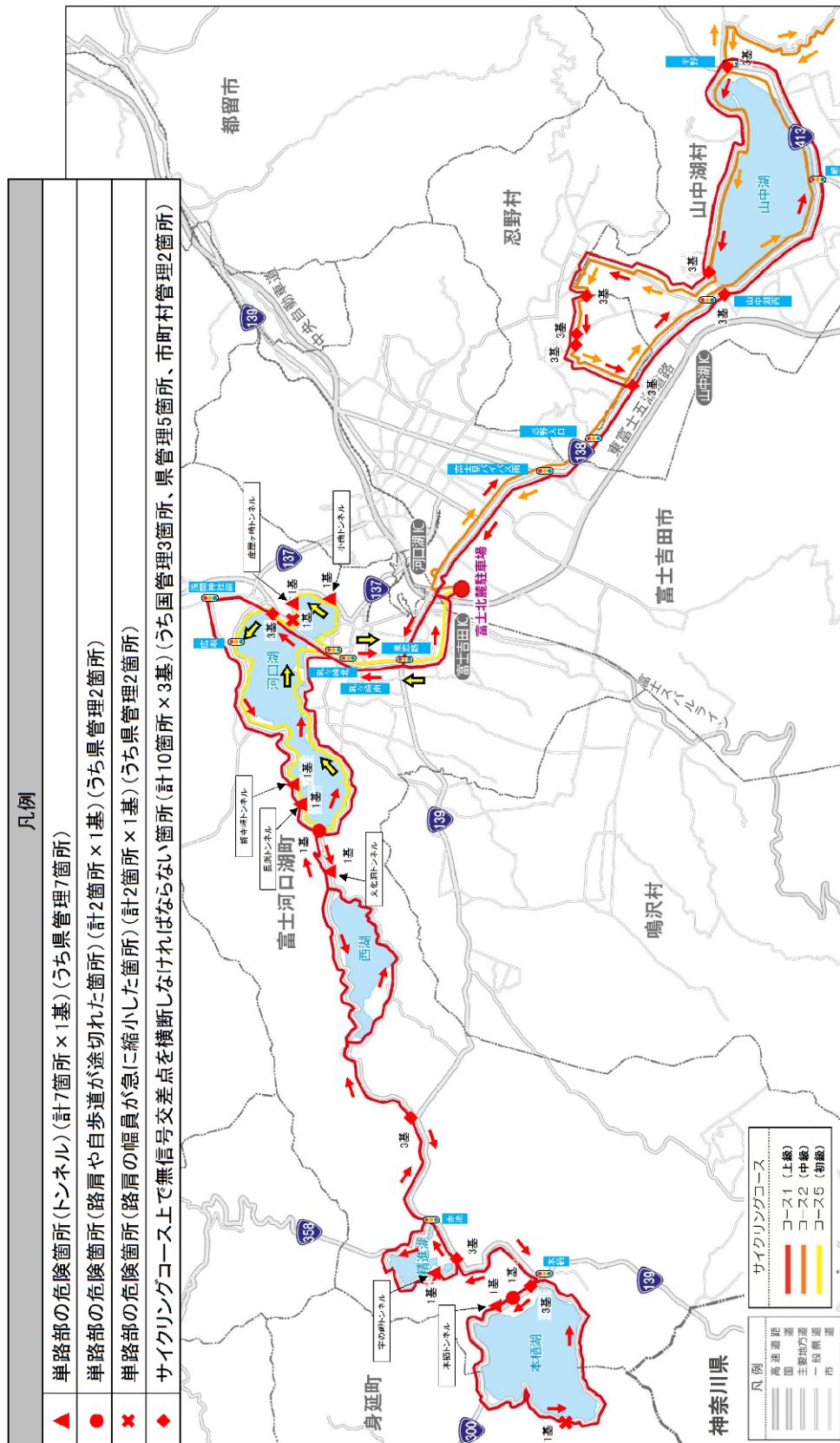
現地調査により「矢羽根等を用いた自転車走行位置の明示」、「注意喚起法定外標識の設置」、「自転車用の案内誘導法定外標識の設置」の設置において優先整備が必要と考えられる箇所を以下に示す。

### 6.4.1 「矢羽根等を用いた自転車走行位置の明示」の優先整備必要箇所





### 6.4.2 注意喚起法定外標識の優先整備必要箇所





### 6.4.3 自転車用案内誘導法定外標識の優先整備箇所

